

第5章

重点施策



住用川河口のエコツアー（写真：自然環境研究センター）

本戦略の目標を達成するために実施する事業を「第6章 行動計画」としてとりまとめています。本章では特に、行動計画の中で短期目標（目標年度：2034年度）を達成するために5市町村が同じ方向に向かって重点的に取り組む「重点施策」として、7施策を設定しました。

奄美大島の生物多様性の特性を活かし、人と自然の共生の一つひとつの物語が見える施策を進めます。

（留意事項）

- 5市町村が同じ方向に向かって重点的に取り組むことにより、奄美大島全体として生物多様性の適切な保全・利用が図られる施策を進めます。
- 企業、NPO、研究機関、住民など民間主体の生物多様性保全の取組に対する連携・支援を積極的に進めます。
- 世界自然遺産として登録された顕著な普遍的価値（遺産価値）を将来に渡って適切に保護管理するために関係行政機関で策定した「世界自然遺産地域包括的管理計画」では、奄美大島全体を以下の3つの地域に区分し、多くの関係者の協力の下、有機的な管理を図ることとしています。「世界自然遺産登録地・奄美大島」としての生物多様性の保全管理を進める上で、5市町村が確実に実施すべきことを明確にし、この包括的管理計画との連携を図ります。

○世界自然遺産地域

- ・世界遺産としての価値（遺産価値）を有する地域。
- ・遺産価値を将来にわたって維持・強化するため、主に国立公園の特別保護地区、第1種特別地域または森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。
- ・人為的な干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守り、希少種の保護増殖や外来種等の必要な対策を講じることで、遺産価値を自然状態で確実に維持する。

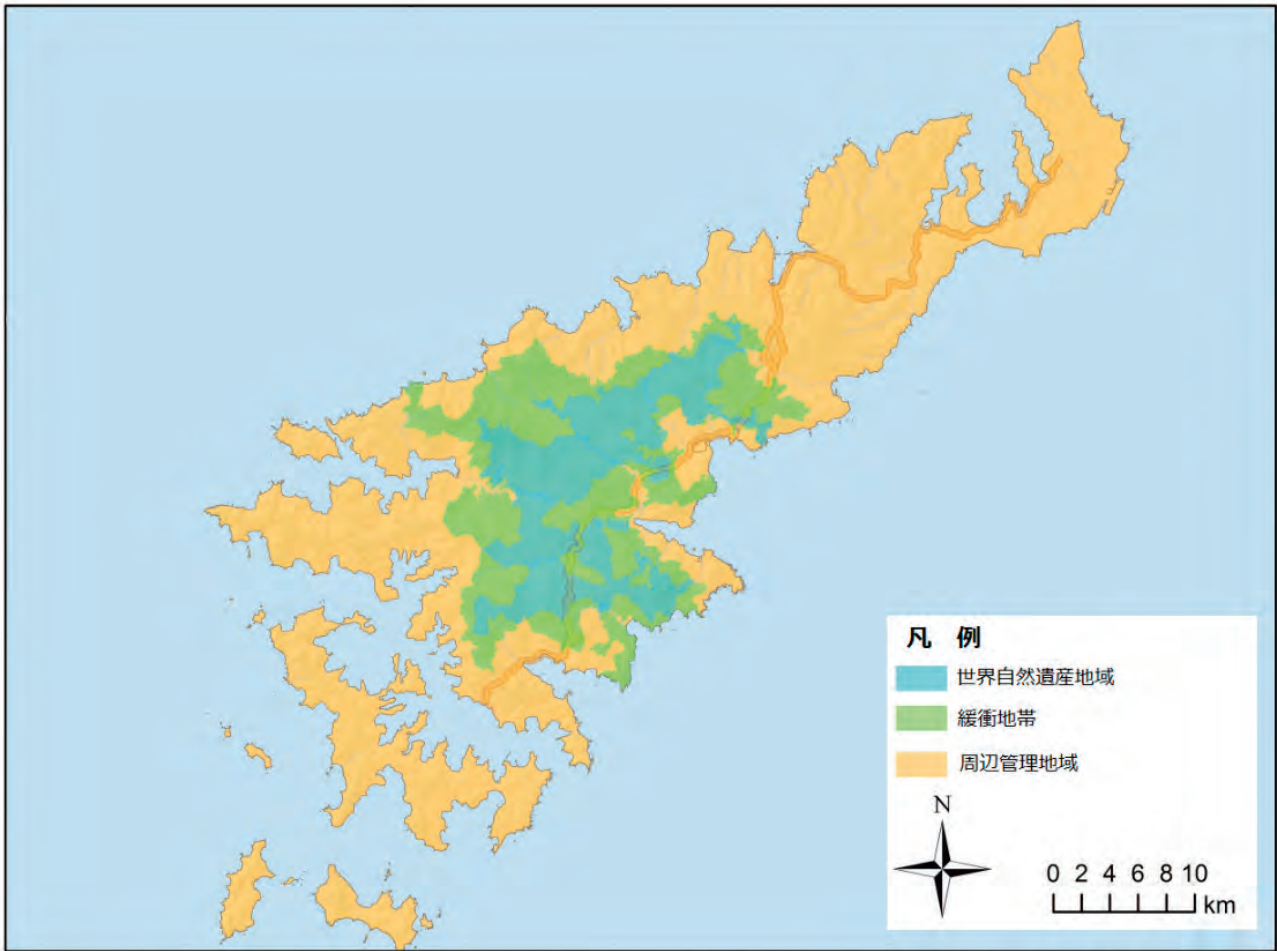
○緩衝地帯

- ・世界自然遺産地域に接して概ね包むように位置し、遺産価値とその保護を支える特性・機能を持つ地域。
- ・世界自然遺産地域を効果的に保護するため、法的または慣習的手法によって、持続可能な利用と開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域または森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。
- ・観光や農林業等との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について世界自然遺産地域の保全・管理に必要な対策を講じること等により、遺産価値を維持するための緩衝機能を確保する。

○周辺管理地域

- ・世界自然遺産地域や緩衝地帯の周辺地域。
- ・法的または慣習的手法による保全・管理、持続可能な利用、世界自然遺産地域の保全に係る普及啓発等をはじめとし、世界自然遺産地域の維持・強化や保全・管理上必要な取組（例：外来種対策、違法採集対策、環境学習、観光管理対策など）を実施する地域。
- ・これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

世界遺産の保全管理の観点からみた、生物多様性保全・利用地域区分イメージ図



[出典：「世界遺産一覧表記載推薦書 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(仮訳) (2019年1月) 日本政府」をもとに作成]



世界自然遺産地域の森林

[写真：自然環境研究センター]

【重点施策1】希少種の保全活動

世界遺産の価値である奄美大島に生息する希少種を保全するため、関係機関と連携し希少種の保全活動を引き続き進めます。また、近年の希少種の回復に伴い生じている課題にも対処し、人々の生活と希少種とが共生する「世界自然遺産の島」として、わが国における真に人と自然が共生する社会のモデル地域となることを目指します。

(1) 希少野生動植物の盗採・盗掘防止のためのパトロール等監視の強化

希少種をはじめとした奄美大島の生物多様性と生態系の保全にとってかけがえのない生物の盗採等を防止するため、奄美大島自然保護協議会が主体となり、世界自然遺産推進共同体など民間企業等も含めた関係機関との連携を強化し、全島パトロールやセンサーカメラの設置、空港や港の職員のレベルアップ研修などを含む持ち出し対策など、全島一丸となった監視の強化を進めます。

また、2013年度に5市町村が制定施行した「希少野生動植物の保護に関する条例」や、2025年に奄美大島と徳之島の関係機関が公表した「動植物持ち出しに関する共同文書」¹を含めて、奄美大島の希少種をはじめとした動植物の持ち出し自粛について、島民や来島者に対し全島的な周知を図り、理解を深めます。



盗採パトロール

(写真：奄美市)

(2) 希少野生動物の交通事故対策

増加傾向にあるアマミノクロウサギやケナガネズミ等の交通事故(ロードキル)を防止するために基本となる交通事故発生状況(対象種、発生地点・時間、道路状況や周辺環境等)を情報収集・共有する仕組みづくりを、関係機関と協力して進めます。それらに基づいて、標識や看板、チラシを活用した希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、道路進入防護柵や減速帯など事故減少につながる構造物の設置等を、関係行政機関や民間企業・事業者等と協働して推進します。



交通事故防止キャンペーン

(写真：大和村)

1 動植物持ち出しに関する共同文書

長い時間をかけて島の自然環境に適応してきた生物が島の外に持ち出されることで、島の生物多様性を脅かし、生態系の劣化につながる事態を避けるために持ち出し自粛を求めた文書です。奄美大島自然保護協議会(奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)、徳之島地区自然保護協議会(徳之島町、天城町、伊仙町)、鹿児島県、環境省奄美群島国立公園管理事務所、世界自然遺産推進共同体の連名で2025年6月12日に公表されました(詳細は第8章 資料編を参照)。

(3) 希少種保全と地域の暮らしとの調和

アマミノクロウサギやケナガネズミ等の希少種の増加に伴い発生している農業被害やケナガネズミの市街地への出没等の課題に対応し、地域の暮らしとの調和を図るために必要な基礎情報(対象種、出現地点・時間、被害状況や問題等)を収集・共有する仕組づくりを関係機関と協力して進め、それらに基づいて予防策の周知の実施、農業従事者等への支援、収穫された農産物への付加価値創出(ブランド化)の推進に取り組みます。

(4) 生物多様性モニタリング調査及び情報収集

世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえ、国、県、研究者、自然保護推進員、住民が参加する生物多様性モニタリングを推進します。また、調査の継続実施を通じて、世界自然遺産の保護管理の基礎資料とするため希少種等の情報収集に努めます。

コラム

世界自然遺産を活かしたブランド化 徳之島の「アマミノクロウサギ共生たんかんジャム」

徳之島でも奄美大島同様にアマミノクロウサギがタンカンの樹皮をかじるなどの食害が課題となっています。そこで、徳之島町では、アマミノクロウサギと農業との共生を目指す取組の一環で、「アマミノクロウサギ共生たんかんジャム」を開発しました。ふるさと納税を活用して防護ネットを配布して食害対策を支援し、アマミノクロウサギを排除することなく共生を目指している生産農家から、原料となるタンカンを通商より高く買い取ることによって被害軽減と所得向上につなげることを目指しています。



「道の駅とくのしま」での販売風景

(写真：自然環境研究センター)

【重点施策2】ノネコ、ノヤギ及び外来種対策

野生化したネコ(以下、「ノネコ²」という。)が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ(以下、「ノヤギ」という。)による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来種の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、5市町村が連携して効果的な対策を進めます。

(1) ノネコ対策の強化

「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」および「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」に基づき取組を展開していきます。ノネコの希少種生息域からの排除については、捕獲から一時収容、新たな飼い主への譲渡などを国等と連携しつつ行います。

ノネコ発生源としての飼い猫やノラネコ³については、飼い猫の遺棄の禁止・完全室内飼養・不妊去勢処置・マイクロチップ装着等適正飼養の徹底や、ノラネコへの餌やり禁止の徹底やTNR⁴など、5市町村において連携して事業を行うとともに、条例に基づく規制の徹底や強化を図ります。

また、対策の結果得られるネコの生息状況や飼養状況等の情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有します。



ノラネコの不妊手術

(写真：奄美市)

2 ノネコ

ネコが野生化したもので、通常、人間からはまったく餌を与えられていない状態のネコを指します。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)では、狩猟鳥獣に含まれます。

3 ノラネコ

主に人里周辺の野外で暮らしている特定の飼い主がない状態のネコで、原則的に人間の生活に依存しているネコを指します。ノネコと生活圏の違いをもって便宜的に区別しています。

4 TNR

捕獲(Trap:トラップ)し、不妊(避妊)・去勢(Neuter:ニューター)を施した後、元の場所に戻す(Return:リターンまたはRelease:リリース)ことです。

(2) ノヤギ対策の強化

各市町村が進めるヤギ駆除対策事業に基づいて、関係機関が連携を図りながら取組を進めます。

また、駆除を行う狩猟者の確保も重要ですが、狩猟者の高齢化といった問題も抱えています。そこで、狩猟者の確保のために、狩猟免許取得支援等の対応の検討を進めます。

上記と並行して、ノヤギの生息実態調査や専門家による検討・評価に基づき科学的・計画的に進めるために、環境省、鹿児島県と連携して「ノヤギ管理計画(仮称)」の策定と新たな駆除体制の整備に取り組みます。



ノヤギ

(写真: 常田 守)

(3) 外来種の駆除活動の支援・推進

環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」や環境省、鹿児島県、奄美大島5市町村や関係団体で作成した「奄美大島における外来植物対策の優先度リスト」に掲載されているカダヤシ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、ティラピア類、アフリカマイマイ、アメリカハマグルマなど奄美大島に定着している外来種の駆除対策を積極的に進めます。特に、世界自然遺産推進共同体など民間企業等とも連携して、住民主体による駆除活動などの支援・推進を積極的に行います。



オオキンケイギク

(写真: 奄美市)

(4) 外来種の現状把握の推進

島内に生息・生育する外来種および奄美大島に今後侵入・定着が懸念される侵略的外来種の見撃情報等について情報収集を行い、生息・生育状況や侵入状況を把握します。

また、得られた情報を「世界自然遺産地域モニタリング計画」における取組と共有します。



住民参加による外来植物の駆除

(写真: 大和村)

【重点施策3】重要な地域の保全・再生

奄美大島には比較的林齢の高い照葉樹林地帯、里地・里山、マングローブ林、イノー（礁池）⁵・リーフ（礁原）⁶を中心とする里海など、様々な重要な生態系が存在します。これらの地域の保全や再生を進めることは、世界遺産地域の保全や30by30目標への貢献として重要です。

(1) 既存の保護地域（世界自然遺産地域、国立公園、天然記念物等）の保護管理の推進

国、県と連携し、世界自然遺産地域、国立公園や天然記念物等において、生物多様性保全策を実施し、生物多様性の保全上、重要な既存の保護地域の適切な保護管理を推進します。

(2) 自然共生サイトの認定推進

ネイチャーポジティブを実現し、30by30目標に貢献するための国の取組として、「自然共生サイト」の認定が行われています。自然共生サイトは、民間等の取組によって生物多様性を増進する活動が行われている場所とされています。

そこで、自然共生サイトの認定を推進し、奄美大島内での認定件数の拡大を目指します。具体的には、以下(3)～(6)のような重要な生態系の保全・再生のための活動を実施または支援することで、民間を含む地域の取組を促進し、活動エリアの自然共生サイトへの認定を推進します。

(3) 森林の再生と生物多様性に配慮した森林経営の推進

森林整備計画に基づく造林事業等を通じて、自然度の高い森林が分断されている場所や劣化した里山林の再生を図ります。また、スギやリュウキュウマツ等の人工林の照葉樹林化等を検討し、森林における生物多様性の向上を目指します。

林業においては、鹿児島県大島支庁と林業関連団体が策定した「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に従い、伐採等にあたっては、生物多様性の保全に配慮した伐採手法の選択と適正な緑化を推進します。さらに、各市町村が策定する森林整備計画においては、生物多様性の保全に配慮した森林の利用区分（ゾーニング）を設定し、区分ごとの管理目標の設定に努めます。



湯湾岳周辺

〔写真：浜田 太〕



秋名・幾里の水田

〔写真：龍郷町〕

5 イノー（礁池）

大型のサンゴ礁が発達する地域で、礁の内部にできる池の部分指します。

6 リーフ（礁原）

サンゴ礁の外縁部分に沿ってできる干潮時に干出する場所。大潮時にいざり漁などが行われます。

(4) 里地・里山の保全・再生

市民農園の設置拡大など農地の有効活用法を検討するとともに、農業の担い手の確保を進めることで、耕作放棄地を解消し、里地・里山景観の保全・再生を進めます。

特に水田については、各集落でアラセツ行事などに必要な稲作を維持できるように、青壮年団、親子会、学校などが連携して稲作の再生・保全に向けた取組を進めます。

また、2025年10月に宇検村で開催された「国際サシバサミット2025 in 宇検村奄美大島」の成果を踏まえ、地域住民や企業、環境NPOなど各種活動団体等と連携し、サシバを指標とした里地・里山の保全・再生に取り組みます。



国際サシバサミット2025

(写真：宇検村)

(5) マングローブ林の保全・再生

河川－海域の水域の生態系のつながりを確保するため、民間企業等と連携して移植を行う等、マングローブ林の保全・再生を図ります。

(6) 里海(海岸・藻場・サンゴ礁等)の保全・再生

後背地との連続性やエコトーンを生かしつつ、自然海岸の渚や干潟を保全していきます。藻場とサンゴについては、モニタリング調査の実施、漁協等と連携した藻場造成ブロックの設置等による藻場の再生活動、オニヒトデなどの食害生物の駆除やサンゴ移植といった保全活動を進めます。



藻場の造成

(写真：瀬戸内町)

【重点施策4】持続可能な観光管理の推進

世界遺産登録時には、適切な観光管理の推進が求められました。世界遺産の豊かな生物多様性はもちろん、遺産地域外の自然環境や景観、環境文化を保全しながら、その価値を伝えていくために、「奄美群島持続的観光マスタープラン」や「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」等を踏まえた適切な観光利用の推進に努めます。

(1) 奄美群島認定エコツアーガイド制度の運用とガイド利用者の満足度向上

関係機関と連携し、生物多様性に配慮したガイドや安全管理等に関する高い知識と技術、モラルを有する奄美群島認定エコツアーガイドを確保し、認定エコツアーガイドの利用促進のための広報に努めます。

また、ガイド利用者の満足度を高めるために、ガイドの質の維持・向上に資する研修等の支援を進めます。ガイドの知識・技術とモチベーションの向上を図るため、レベルに応じた認定区分等の導入を検討し、奄美大島の自然と環境文化の価値をよく理解し、高度な知的好奇心をもつ国内外の来島者に対し、世界レベルでみても満足感を与えられるガイドの育成を目指します。



認定エコツアーガイド講義

〔写真：奄美群島広域事務組合〕

(2) 希少種の生息区域の利用ルールの策定と運用

関係機関と連携し、湯湾岳など自然度の高い地域の利用、アマミノクロウサギ夜間観察、ホエールウォッチングなど、野生生物を対象にした体験活動等について、世界自然遺産地域モニタリング計画を踏まえた利用者数等の把握に努めます。

また、外来種の非意図的な持ち込み防止策（例：靴底に付着した植物種子など）や、オーバーツーリズム等による生物や生態系への影響を低減するための利用時間・利用人数の制限などを含む、利用指針の作成と運用を行います。



三太郎線の夜間利用調整

〔写真：環境省奄美群島国立公園管理事務所〕

(3) 体験型観光の推進（エコツーリズム、里のエコツアー等の推進）

エコツーリズムや環境文化の体験型観光のメニュー開発を関係機関と連携して検討します。また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進します。

特に、環境文化については、島内各地に存在する集落に残る生活文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、地域と連携して推進していきます。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指します。

【重点施策5】生物多様性に配慮した産業振興

奄美大島の生物多様性や環境文化を、観光業のみではなく、様々な産業に位置づけていきます。それにより、島の産業振興と生物多様性や環境文化の保全を両立させ、人と自然・文化が共生する社会の構築を目指します。

(1) 特産品や農産物のブランド化による地域活性化の推進

世界遺産の島であることを活かし、奄美大島の自然環境や環境文化との関係のなかで作られた特産品（大島紬、黒糖焼酎など）や生物多様性の保全につながる島内産の野菜・米・肉・魚介類に付加価値を付けて、奄美のブランドとして商品化や島内外での販売促進を進めます。また、こういった商品の販売拡大による地域の活性化はもちろん、売り上げの一部を自然環境保全や野生動物による農作物被害への対策に活用していく仕組みづくりも検討します。

(2) 地産地消の推進

認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の展開を図ることで、伝統的な野菜を含めて島で生産された農林水産物が優先的に利用されるような仕組みづくりを進め、第1次産業製品の消費拡大を図ります。また、伝統的な調理法の伝承と新たな調理法の開発及び直売所の活性化も推進します。

学校給食においては、国の食育推進計画に基づき、地産地消の拡大等の食育の推進を行います。具体的には、「地産地消の日」を創設するなどし、食べ物を通して自然とのつながり、奄美大島の生物多様性の重要性について伝える機会の提供に努めます。

(3) 地材地建の推進

奄美大島における林業の振興と地元樹種の拡大による生物多様性保全への貢献のために、認証マークの貼付やキャンペーンの実施及び割引制度の創設を検討するなど、関係機関と連携して島内産材を利用した建築や木工品利用の普及に努めます。



島産農産物（ケンムンの館内 うけん市場）
〔写真：宇検村〕



特産品各種（島育ち産業館）
〔写真：龍郷町〕

【重点施策6】体験活動や住民参加型活動の推進

奄美大島の豊かな自然環境と環境文化を保全し、適切に利用していくために、まずはこれらに関心を持ってもらうことが大切です。このため、関係機関と連携して、島民に対し、学習機会や関連活動への参加の拡大のための取組を進めます。

(1) 奄美の自然・歴史・文化などの学習機会の拡大(学校教育における機会拡大を含む)

地域の子どもや住民が自然環境や環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の生物多様性や環境文化についての学習機会の提供に努めます。

教育現場においても、既存の教材を活用するなどし、生物多様性や環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを活用して、教師への奄美大島の生物多様性や環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進します。

(2) 住民参加による生物多様性保全関連活動の推進

様々な活動団体と連携し、島民参加型の自然環境調査、環境文化調査、外来種の駆除等の活動を推進することで、地域住民による自然環境や環境文化への認識の向上を進めます。

特に環境文化については、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努めます。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討します。



金作原ボランティアガイドツアー

[写真：奄美市]



環境文化の聞き取り調査

[写真：自然環境研究センター]

【重点施策7】環境文化の保全に向けた取組の推進

奄美大島は同じ亜熱帯の沖縄とは森や海などの自然環境は似ていますが、そこに生息する動植物や、長い年月をかけてそれらを日々の暮らしの中で利用してきた歴史は異なります。そのため奄美大島に独特の言葉や食、祭事などの文化が成立してきました。これらの環境文化を保全・継承することは島の伝統の保全はもちろん、自然環境の保全にも大きく貢献します。そこで、環境文化の保全と継承のための、様々な機関と連携し、環境文化についての情報収集や人材育成を進めます。

(1) 体験型観光の推進(里のエコツアーの推進)【重点施策4(3)の抜粋・再掲】

島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験するメニューを「里のエコツアー」と呼び、メニュー開発を関係機関と連携して検討します。里のエコツアーにおける、集落住民によるガイド、郷土料理の提供、土産物の購入などを通じ、地域の人々と来訪者との交流や地域経済の活性化が進むことを目指します。

また、体験型観光メニュー実施のための人材育成、受け入れ体制整備、情報発信等を推進します。

(2) 奄美の歴史・文化などの学習機会提供の検討【重点施策6(1)の抜粋・再掲】

地域の子どもや住民が環境文化の保全・利用の主体として必要な知識・関心を身につけられるよう、地域住民の協力を得るなどして奄美大島の環境文化についての学習機会の提供に努めます。

教育現場においても、既存の教材を活用するなどし、環境文化の視点を盛り込んだ学習教材の整備を推進するとともに、教員研修などを利用して、教師への奄美大島の環境文化の保全についての情報提供や、事例の紹介などを推進します。



環境文化学習(田植え体験)

〔写真：瀬戸内町〕

(3) 住民参加による環境文化関連活動の推進【重点施策6(2)の抜粋・再掲】

様々な活動団体と連携し、島民参加型の環境文化の調査、保全活動を推進することで、地域住民による環境文化への認識の向上を進めます。

また、奄美群島国立公園の特徴が環境文化型の国立公園であることを活かして、国等の関係機関と連携した環境文化に関する情報収集及び発信に努めます。その他にも、地域の学校等が実施している、人と自然との関わりについての聞き書き活動への支援も検討します。



大島北高校聞き書きサークルの活動

〔写真：鹿児島県立大島北高等学校〕

(4) 環境文化に関する人材育成の推進

鹿児島大学が実施している「奄美〈環境文化〉教育プログラム」との連携等を通じ、奄美の環境文化についての知見を有する人材を育成し、政策や産業といった様々な分野において、環境文化を反映した取組を進めます。